障がい者芸術って？

障がい者芸術とは、障がいのある人によって生み出される絵画、立体、陶芸、写真、映像、音楽、舞台芸術など、さまざまな芸術表現の総称です。ただし、単に「障がいのある人が制作した作品」という意味だけではありません。障がい者芸術には、さまざまな特徴や価値があります。

自由で独創的な表現

既成概念や常識にとらわれない、唯一無二の世界観や発想が生まれることがあります。

個性や感性の可視化

作者一人ひとりの興味やこだわり、感じ方が作品に色濃く表れます。

コミュニケーションの手段

言葉だけでは伝えきれない思いや感情、世界の捉え方を表現する手段となります。

社会との接点

展覧会や商品化、広告、空間デザインなどを通じて、多くの人と作品が出会い、障がいへの理解や共生社会につながります。

近年では、「福祉としての活動」だけでなく、
一人のアーティストによる創造的な表現として評価される機会が増えています。
作品は展覧会だけでなく、企業の商品開発、パッケージデザイン、広告、空間演出、
ライセンス事業等に活用され、芸術文化とビジネスの両面から新たな価値を生み出しています。
障がい者芸術とは、障がいのある人の多様な感性や創造性から生まれる芸術表現であり、
その作品を通して社会との新しいつながりや価値を創出する文化活動です。

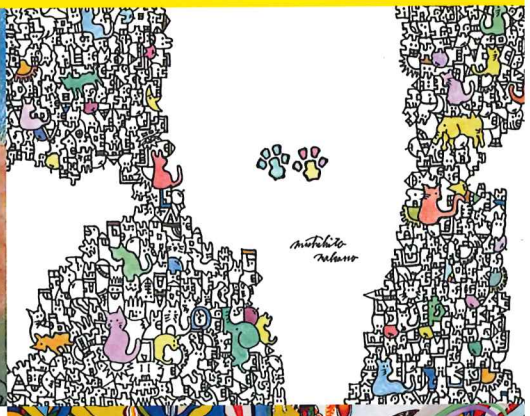
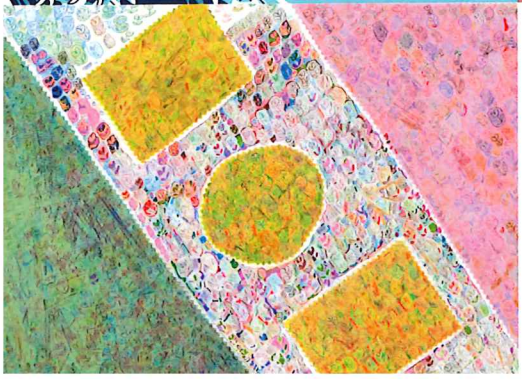
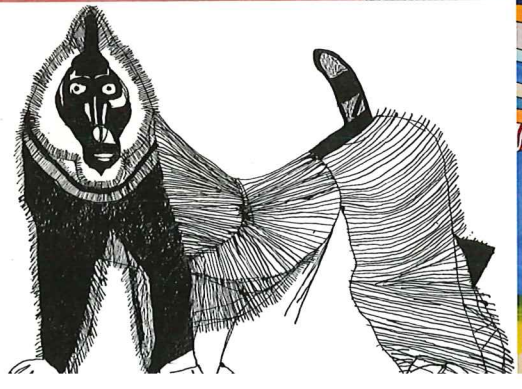
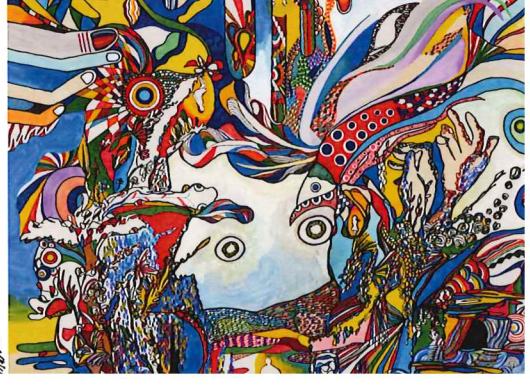
障がい者アート活用に関するアンケート調査ご協力のお願い

大分県では、障がい者アートを活用した商品開発や企業連携を推進しています。
本調査は、企業・店舗の皆さまのニーズや課題を把握し、今後の支援に活かすことを目的としています。
ご多用のところ恐縮ですが、右記URLか二次元コードよりご協力をお願いいたします。

【アンケートフォームURL】
https://forms.gle/23gPKiu4mfJG5Kve6
回答期限：2026年9月30日まで

大分県福祉保健部 障害者社会参加推進室 地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班



大分県障がい者芸術企業連携推進事業補助金

障がい者アートが、企業や店舗の新しい価値になる。



障がいのあるアーティストと県内事業者が
共創する商品開発・デザイン活用を

大分県が補助金でサポート！

補助金申請締め切り：2026年9月30日

補助金の概要

補助率	補助限度額
対象経費の 1/2 ※千円未満切り捨て	20万円

対象となる諸経費

著作権使用料	デザイン料	試作費
アート作品の使用に関わる著作権使用料	デザインを外注するための経費	アート作品を活用した商品の試作に関わる経費

※試作後の量産に要する経費は対象外経費となります

こんな企業におすすめ

- ☑ 新商品を開発したい
- ☑ 他社との差別化をしたい
- ☑ 地域貢献・CSR に取り組みたい
- ☑ SDGs・ESG を推進したい
- ☑ 地域と共創したい

アートと事業が出会うと、新しいビジネスが動き出す。

大分県では、障がいのあるアーティストと県内企業や店舗が連携して行う商品開発やデザイン活用の取組を支援し、障がい者の社会参加と企業の価値創造を伴走します。

こんな商品・用途に活用できます！

パッケージ



ノベルティ



雑貨・グッズ



オフィス・店舗装飾



広告・販促物



WEB・SNS デザイン



利用の流れ

※補助金の交付には審査があります

❶相談	❷アート作品提案	❸マッチング	❹補助金申請	❺商品開発	❻リリース
まずはお気軽にご相談ください	企画内容に沿ったアート作品をご提案	企画検討 デザイン	必要書類を揃えて申請	アートを活用した商品開発・試作	販売・配布・展示 新たな価値を創出

締め切りはココ

主催：大分県福祉保健部 障害者社会参加推進室 地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班
運営事務局・問い合わせ：株式会社大分毎日広告社　info@oita-maiko.jp　TEL.097-534-5841

応募要項・申請書ダウンロード▶▶▶